

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和7年4月25日(金) 衆・法務委

円 より子 議員(国民)

1問 デジタル社会の進展に伴い、民事裁判情報に対する需要が多様化しているだろうことはわかるが、どのような要望を受けて本制度を創設し、また、指定法人のデータベースはどのように活用されることとなるのか、法務大臣に問う。

- 令和6年7月に取りまとめられた有識者検討会（民事判決情報データベース化検討会）の報告書では、デジタル社会における民事裁判情報の意義につき、
 - ・ デジタル技術を活用したデータの収集・分析が容易になったことを背景として、民事裁判情報全体を通じてその傾向を分析することや同種の事案を地域ごとに分析することが可能になっており、そのためにより多くの民事裁判情報が提供される必要があるなどの指摘がなされた。
- そこで、本制度は、こうしたデジタル社会における新たなニーズに応えるために、指定法人において基幹となる網羅的な民事裁判情報のデータベースを整備・提供し、民事裁判情報の幅広い利用を可能とするものである。



- 本制度の下では、民事・行政事件の判決書^{がき}等が広く指定法人のデータベースに収録され、指定法人から民事裁判情報の提供を受けた一次的な利用者が様々な価値を付加して製品やサービスを開発し、それが弁護士など二次的な利用者に提供されて活用されることを想定している。

- これにより、例えば、裁判例の横断的分析を通じ、慰謝料額に関する考慮要素や判断の傾向等を把握することが可能となるなどし、より高度の法的サービスが提供されることとなると考えている。

(参考1) 民事司法制度改革の推進に関する関係府省庁連絡会議

関係行政機関等の連携・協力の下、民事司法制度改革に向けた喫緊の課題（裁判手続IT化、知財紛争における既存のADR機関や裁判所等の紛争解決能力の強化等）を整理し、その対応を検討するため、内閣官房において開催されていた会議。

令和2年3月の取りまとめ（「民事司法制度改革の推進について」）においては、「民事裁判手続等のIT化を進めることは喫緊の課題である。」（2ページ）、「民事判決情報は、国民にとって、紛争発生前には行動規範となるとともに、紛争発

生後には当事者による紛争解決指針の一つともなり得るものであり、社会全体で共有・活用すべき重要な財産である。将来的に、AIによる紛争解決手続のサポートの可能性があり、その活用が国家経済の活性化にもつながり得るものであることも踏まえると、現状、先例性の高い事件や社会的に関心の高い事件等の一部の事件に限定して一般に提供されている民事判決情報については、今後、より広く国民に提供されるべきである。そこで、法務省は、民事判決情報を広く国民に提供することについて、司法府の判断を尊重した上で、ニーズやあい路等につき必要な検討をする。」（7ページ）とされた。

（参考2）デジタル化社会における民事裁判情報の意義（民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋（第2・2（2）〔4頁〕）

（2）民事裁判情報全体の横断的分析やより精緻な統計分析

こうした将来的な活用可能性はもちろんのこと、本検討会においては、デジタル技術を活用したデータの収集・分析が容易になったことを背景として、先例的価値のある民事裁判情報の内容を個別に分析するにとどまらず、民事裁判情報全体を通じてその傾向を分析することや同種の事案を地域ごとに分析することが可能になっており、そのためにより多くの民事裁判情報を提供する必要があるとの見解が示された。このような分析は主として法律実務家、研究者、民間事業者等によって行われることになると考えられるが、その成果を通じて様々な法的サ

ービスの品質が向上し、ひいては我が国における司法制度全体の充実・強化につながることを期待される。

(参考3) 一次的な利用者と二次的な利用者の例

一次的な利用者としては、出版社、判例データベース事業者、いわゆるリーガルテック企業、研究機関等を想定しており、二次的な利用者としては、これらの者の製品やサービスを利用する弁護士等の法律実務家、研究者、民間企業、学生等を想定している。

【責任者：司法法制部司法法制課 早淵課長 内線■■■■ 携帯■■■■】

2問 これまで、出版社や弁護士等の関係者は、どのような方法で民事裁判情報を取得していたのか、法務当局に問う。

- 出版社や判例データベース事業者等は、従来、裁判所ウェブサイトに掲載される情報のほか、各地の裁判所から便宜供与として、一定の条件の下で判決書の写しの貸与を受けるなどして、民事裁判に関する情報を取得してきたものと承知している。
- また、弁護士等は、裁判所ウェブサイトに掲載されるものに加え、出版社による出版物や、判例データベース事業者によって提供されるデータベースを活用するなどして、民事裁判に関する情報を取得してきたものと承知している。

(参考1) 最高裁判決(民事・行政事件)のウェブサイト掲載率

	R1	R2	R3	R4	R5
判決(上告・上告受理)(事件数)	40	65	46	53	69
うちウェブサイト掲載数(事件数)	35	53	39	41	39
掲載率	88%	82%	85%	77%	57%

※ 民事事件の掲載率が100%とならないのは、①同一論点の事件のうち代表的なものを載せていること、②先例性に乏しいもの(弁論更新漏れを理由とする破棄など)を掲載していないことにある。

※ 令和5年の掲載率が低くなっているのは、⑦多数の事件からなる選挙違憲無効訴訟(大法廷)が2口あったこと、④多数の事件からなるマイナンバー違憲訴訟があったことから、代表的な1件のみを掲載したことによるものと思われる。

(参考2) 全審級(民事・行政事件)のウェブサイト掲載状況

簡易裁判所、地方裁判所、高等裁判所及び最高裁判所において、近年、①裁判所ウェブサイトに掲載された民事・行政事件の判決書(判決書単位)は、1年当たり合計約600件から約650件であり、他方で、②判決で終局する民事・行政事件(事件数単位)は、1年当たり約18万件から約25万件である。①の数値は、判決書数であり、併合関係を考慮していないが、単純に①を②で除して算出した割合は、約0.3%となる。

令和7年4月25日(金)
円 より子 議員(国民)

衆・法務委員会
対法務当局(法制部)

3問 最高裁判所は、民事裁判情報のデータを指定法人に提供することとなるが、無料で提供するということか、法務当局に問う。

- 本制度において、最高裁判所が指定法人に対して民事裁判情報を提供する際に対価を得ることは予定していない。

4問 指定法人がデータベースを整備したり、仮名処理などを行うには、かなりのコストがかかるのではないか、また、提供料金からの回収を見込んでいるのか、法務当局に問う。

- 本法律案においては、仮名処理やデータベースの整備・運用について、民間に蓄積された知見や技術を生かして、適正かつ確実に業務が行われるよう、一定の要件を備える民間団体に当該業務を行わせることとしており、業務効率化を図るためのAI技術を積極的に活用するなどして、適正かつ確実に仮名処理を始めとする業務を遂行することが期待される。
- 指定法人において必要な費用については、業務の効率化を図るためにどのようなシステムを用いるかなどといった事情によることとなるので、現時点で正確なお答えをするのは困難。
- なお、仮名処理に必要な費用について、有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)におけるヒアリングでは、
 - ・ システム開発費用に1億5000万円程度
 - ・ いわゆるランニングコストとして人件費に年間4400万円程度を要するとの試算が示されている。
- これらの費用については、指定法人の業務開始後、利用者から收受する料金によって回収することを見込んでいる。

(参考1) システム開発コストの試算(民事判決情報データベース化検討会第5回会議(令和5年2月22日実施)議事録)

裁判所からの判決データを取得してから利活用機関へ提供する時間ですけれども、技術的・体制的には数日で可能というふうに考えられていると

ころです。ただ、実際にはシステムの都合等もありますので、現実的な時間はもう少しかかるのではないかと見込んでいます。さらに、全体的なシステム構築にかかる初期の費用に関しては、今のところ概算で見積りを何社かから出していただいているところですが、平均すると1億5,000万円程度かかるのではないかとこのように見積もっています。

(参考2) ランニングコスト（人件費）の試算の根拠

日弁連法務研究財団において実施した実証実験において、AIを用いた仮名処理について人によるチェック及びダブルチェックを行ったところ、1件当たりの作業時間は十数分程度、年間約20万件を処理するのに15.2名の体制が必要とされ、これを踏まえて作業員の時給を1500円、一日の作業時間を8時間、年間の営業日を240日として、約4400万円と試算された（ $1500 \times 8 \times 15.2 \times 240 = 43,776,000$ ）。

(参考3) 日弁連法務研究財団の実証実験結果（民事判決情報データベース化検討会第5回会議（令和5年2月22日実施）議事録）

裁判所からの判決データを取得してから利活用機関へ提供する時間ですが、技術的・体制的には数日で可能というふうに考えられているところです。ただ、実際にはシステムの都合等もありますので、現実的な時間はもう少しかかるのではないかと見込んでいます。さらに、全体的なシステム構築にかかる初期の費用に関しては、今のところ概算で見積りを何社かから出していただいているところですが、平均すると1億5,000万円程度かかるのではないかとこのように見積もっています。

（中略）この実験では、自動仮名化処理システムというものによって施された仮名処理を、人手で修正するのにかかる時間というものを検証しております。（中略）この実証実験の作業では、2人の担当者の方に修正作業とダブルチェック作業というものを行ってもらうことにしました。

（中略）実証実験の結果と概要になります。文字数を考慮して修正した結果になりますが、かかった時間について見ますと、シナリオ1の全文確認修正では約13分かかっておりました。シナリオ2の機械出力のみの修正では約4分という結果になっております。ヒアリングの結果、現状では平均的に1件30から60分程度かかっているというところが、大きく効率化

されていたということが分かりました。

最後の 13 ページ目です。ダブルチェックを前提として 1 件当たりの作業時間は十数分ということになりますので、欠席判決を含む約 20 万件を、毎日更新をする場合の人手での修正には、16 人程度の体制が必要となるのではないかと考えられます。年間のコストは約 4,400 万円かかるのではないかと見積もられております。資料の最後の方には実証実験に参加した方の参考の御意見が記載されています。簡単ですが私のも私の発表は以上となります。ありがとうございました。

令和7年4月25日(金)
円 より子 議員(国民)

衆・法務委員会
対法務当局(法制部)

5問 指定法人による民事裁判情報の提供料金はどの程度になるか、また、本制度が出版社等の民間事業者への圧迫にならないのかどうか、法務当局に問う。

〔提供料金について〕

- 仮名処理に必要となる費用について、有識者検討会（民事判決情報データベース化検討会）におけるヒアリングでは、
- ・ システム開発費用に1億5000万円程度
 - ・ いわゆるランニングコストとして人件費に年間4400万円程度
- を要するとの試算が示されている。

- 仮に、（先ほどお答えした）仮名処理費用の試算をベースとして、指定法人がシステム開発費用を始めとする初期費用を5年程度で回収しようとした場合、ランニングコストと併せて年間1億円程度の費用を要することになることから、料金は、この費用を利用者数で按分して賄えるように設定されることが想定され、より多くの者に利用されれば、より低廉な金額になることが見込まれる。

〔民間事業者への圧迫にならないかとの点について〕

- 指定法人は、本制度の下で、基幹となるデータベースの構築・管理と、出版社や民間の判例データベース事業者などの一次利用者への提供を行うことを業とするものであって、それらの事業者と競合するものではない。
- むしろ、出版社等の既存の事業者は、従前はそれぞれ人手とコストをかけて行っていた仮名処理を自ら行う代わりに、仮名処理済みの民事裁判情報を対価を支払って入手することが可能

になる。

○ これらの事情に照らし、本制度は、既存の事業者の業務を圧迫するものではないと考えられる。

○ なお、有識者検討会（民事判決情報データベース化検討会）で実施したヒアリング及びパブリックコメントでも、判例データベース事業者から本制度に対する反対の意見等はなかった。

（参考1）ヒアリングにおける判例データベース事業者の意見（民事判決情報データベース化検討会第2回会議（令和4年11月16日実施）議事録抜粋）

続きまして、データベース化の必要性についてお話をさせていただきます。オープンデータ化が実現すれば、本文データ化までのフローだけではなくて、以上申し上げたような仮名処理後の要望対応も含めて、かなりの部分が業務フローとしては無くなっていくものと想定しております。オープンデータを弊社として有償で利用することになったとしても、年間約1万件から登載件数が約20万件へと飛躍的に伸びることとなるため、データベースの価値は上がります。一方で、かなりの部分が業務フローとしては無くなりますので弊社としてはコストが下がるということになると考えています。また、このようなデータ化、仮名化については各社様それぞれが似たようなフローで同じことを行っているものと想定されますので、判決文の公共財として価値からすれば、オープンデータ化の実現によってそのようなフローにかかっているコストがまさに「社会的なコスト」として位置付けられますし、当社だけでなく社会全体の効率化が期待できるものと当社では考えています。

（参考2）料金を指定法人の業務規程で定める例

指定法人の提供するサービスの対価について法令ではなく指定法人の業務規程に定め、所管省庁の認可を受けなければならないこととしている例として

- ・ 登記情報サービスを提供する指定法人（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律）
 - ・ 電話リレーサービス提供機関（聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律）
 - ・ 信用情報提供等業務を行う指定信用情報機関（貸金業法）
- 等がある。

（参照条文）

- 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）

（業務規程）

第五条 指定法人は、登記情報提供業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 業務規程には、登記情報提供業務の実施方法、登記情報提供業務に関する料金その他の法務省令で定める事項を定めておかななければならない。

- 3 （略）

- 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和二年法律第五十三号）

（電話リレーサービス提供業務規程）

第十条 電話リレーサービス提供機関は、電話リレーサービス提供業務を行うときは、その開始前に、電話リレーサービス提供業務の実施方法及び電話リレーサービスの利用に係る料金に関する事項その他の総務省令で定める事項に関する規程（以下この節において「電話リレーサービス提供業務規程」という。）を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2～4 （略）

- 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）

（業務規程の認可）

第四十一条の二十 指定信用情報機関は、信用情報提供等業務に係る次に掲げる事項に関する業務規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一～四 (略)

五 料金に関する事項

六～十 (略)

2～4 (略)

令和7年4月25日(金)
円 より子 議員(国民)

衆・法務委員会
対法務当局(法制部)

6問 法務省は、どのような手続を経て指定法人の指定を行うのか、指定に当たり、仮名処理の作業の在り方についても細かく把握するのか、また、法人の技術レベルや人材、予算管理も把握の対象に含まれるか、法務当局に問う。

〔指定法人の指定手続〕

- 指定法人の選定は、公募による予定であるが、その手続の詳細については、候補となる法人の適格性や業務執行能力を総合的かつ的確に評価できるよう、適切な方式を検討してまいりたい。

〔指定に当たって把握する事情〕

- 本法律案においては、指定に当たり、「民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実にを行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること」という要件を設けている。
- (先ほど述べたとおり) 公募の方式については今後検討することとなるが、この要件の判断に当たり、指定を受けようとする法人が
 - ・ 仮名処理を行うためにどのような人的・物的体制の整備を予定しているか
 - ・ 業務に係る収支予算についてどのような計画をしているかなどの事項について適切に把握できるよう、検討してまいりたい。

(参考1) 「入札」としない理由

一般に「入札」に当たっては価格が考慮要素となるところ、本法案における民事裁判情報管理提供業務は法務省が指定法人に委託するものではなく、また、当該業務に対する対価の支払も想定していないことから、

「入札」とせず、「公募」とする。

(参考2) 指定の基準の公開について

国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準（平成18年8月15日閣議決定）においては、「指定、登録等の基準（制度所管府省が定めたすべてのものを含む。）、指定、登録等を受けた法人に係る事項（法人等の名称、指定等の時期、法人の連絡先、指定の理由等）をインターネットで公開する。」

(参考3) 複数の申請があった場合における評価項目の記載例（電話リレーサービス提供機関の指定申請要領）

「申請要件を満たしている者が複数者いる場合は、次の評価項目を踏まえて申請内容を審査し、より条件を満たす1者を電話リレーサービス提供機関として指定する。」として、9つの項目が基本方針との対応関係を明示しつつ列挙されている（①緊急通報への対応（基本方針三1③関係）、②常時双方に利用可能であること（基本方針三1④関係）、③情報セキュリティの確保（基本方針三1⑥関係）…⑨電話リレーサービスに係る業務の委託（基本方針三3③関係））。

(参考4) 本法案第5条第1項の指定を受けられる法人

一般社団法人・一般財団法人のほか、公益社団法人・公益財団法人、特定非営利法人（いわゆるNPO法人）等が想定される。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案
(指定等)

第五条 法務大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、全国に一を限って、次条第一項各号に掲げる業務（以下「民事裁判情報管理提供業務」という。）を行う者として指定することができる。

一 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実にを行うのに必要な経理的基

礎及び技術的能力を有するものであること。

二～五 (略)

2～5 (略)

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和7年4月25日(金) 衆・法務委

円 より子 議員(国民)

7問 指定法人から委託を受けた法人において情報漏洩のリスクがあると考えられるが、委託先の作業工程も法務省が把握するのか、法務大臣に問う。

○ 本制度では、指定法人が行う^{かめい}仮名処理について、AI技術を活用して機械的な処理を行いつつ、人手による確認作業を行うことを想定しているが、こうした確認の作業等をよりの確かつ効率的に実施するため第三者に業務委託をする必要があり得ることから、業務の一部委託を認める規定を設けている。

○ (一方、) 本法律案においては、指定法人の保有する民事裁判情報^{とう}等の漏えい、滅失又は^{きそん}毀損の防止その他の安全管理に関する事項を業務規程の記載事項とし、法務大臣の認可を受けなければならないものとしており、指定法人は、委託先及び再委託先における取扱いを含めて、その安全管理を確保すべき義務を負う。



- したがって、指定法人が民事裁判情報管理提供業務の一部を委託し又は再委託に同意するに当たっては、指定法人において、それらの委託先等を適切に監督することにより、情報セキュリティを確保することが求められる。

- 加えて、本法律案では、業務の一部の委託又は再委託に当たり、指定法人が、法務省令の定めるところにより、法務大臣の承認を受けなければならないこととしている。

- 委託に係る承認の手続の在り方は、今後法務省令で定めることとなるが、法務省としては、（業務委託によって、民事裁判情報に係るデータベースの整備・運用を適格性のある法人が行うこととする本法律案の趣旨を損なうことのないよう、）情報セキュリティの適切な確保の観点にも十分留意しつつ、委託される作業の内容の適切な把握に努めるとともに、委託の承認の可否について適切に判断してまいりたい。

（参考1）委託先における目的外使用の禁止

訴訟関係者の権利利益の保護を図り、本制度に対する信頼を確保するという目的外使用の禁止規定（第12条）の趣旨

は、委託又は再委託を受けて民事裁判情報管理提供業務に従事する者が保有民事裁判情報等を取り扱う場合にも妥当することから、業務委託先（再委託先を含む。）にも準用することとしている。

（参考2）承認の手続の詳細

承認を得るために必要な提出書類等については法務省令で定めることとなり、この書類をもって作業工程につきどの程度詳細な報告を求めるかは今後検討する予定。

（参照条文）

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

（業務規程）

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一・二 （略）

三 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項

四・五 （略）

六 前各号に掲げるもののほか、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な事項として法務省令で定める事項

3 (略)

(保有民事裁判情報等の目的外使用の禁止)

第十二条 指定法人の役員若しくは職員その他の従業者又はこれらの者であった者は、保有民事裁判情報等を、民事裁判情報管理提供業務の用に供する目的以外に使用してはならない。ただし、第六条第二項に規定する業務を行うために仮名加工民事裁判情報等を使用するとき及び情報提供契約を締結した者に対して民事裁判関連情報の提供を行うときは、この限りでない。

(委託)

第十四条 指定法人は、法務省令で定めるところにより、民事裁判情報管理提供業務の一部を、法務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた民事裁判情報管理提供業務の一部を、指定法人の同意を得て、他の者に再委託することができる。この場合において、指定法人は、あらかじめ、当該再委託について法務大臣の承認を受けなければならない。

3 第十二条の規定は、前二項の規定により委託若しくは再委託を受けて行う民事裁判情報管理提供業務に従事する者又はこれらの者であった者について準用する。

【責任者：司法法制部司法法制課 早淵課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■】